## 令和2年6月定例会 総務環境委員会委員長報告

ただ今から総務環境委員長報告を行います。

6月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案2件です。 去る6月18日午後2時から所管部課長出席のもと委員会を開催し審査を行い ました、日程に従い報告いたします。

「議案第31号 字の区域の画定及び変更について」は、土地改良法による区画整理の実施に伴い、地方自治法第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を画定し、及び変更するものです。

委員会では、「字名が19区画から4区画になるが、1区画にしなかったのはなぜか。」「4区画にした理由」「全地権者の了解は得られているか」「欠ノ下(かけのした)の一部が区域から外れているのはなぜか」「『画定』という言葉は、専門用語としてよく使われるものなのか」などの質疑がなされ、それぞれ、「地権者でなる実行委員会で4つに決めた」「地権者全員に了解していただいたと判断している」「水路や従前からある道路を境界にしているため、区画から一部外れたところは従前のままになっている」「自治法で、新たに画す又は廃止する場合は画定という言葉を使うことになる」との答弁がなされ、討論はなく、全会一致で原案の通り可決すべきものと決しましたことを、報告いたします。

「議案第36号 茅野市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑の登録資格に関する規定を整備するためのものです。

質疑では、「現行よりも対象範囲が広くなっているように感じるが、どうなのか。」「成年被後見人になると、印鑑登録も抹消されると思うが、この改正で成年被後見人であっても印鑑登録が持てるということになるのか」また、今条例が成立した場合の懸念として、「成年被後見人が印鑑登録を受けた場合の利用はどの

ような事が考えられるか」「印鑑登録を受けた成年被後見人が、契約などの行為を行った場合、事後に取り消すことは可能なのか」「体が動かない。声が出せない。目でパソコンを操作するなどは、意思表示が出来ると考えるのか」などの質疑がなされ、

「広く一般にということではなく、成年被後見人に限っての改正になる」「申請書を書くことが出来るか、又は、その意思を告げることが出来れば、抹消の対象から外れることになる」「会社役員になる時や、車の購入などの契約行為が考えられる」「不当な行為があった場合や、成年被後見人の能力に応じて成年後見人が判断することになると思われる」「申請書三要件である、住所・氏名・生年月日を自筆で書いていただく。もしくは、成年後見人が代筆した申請書を添えて、窓口にて口頭で申請をしていただくことが条件となる。」との回答がなされました。

討論はなく、全会一致で原案の通り可決すべきものと決したことを、報告いた します。

(以上)

## 令和2年6月定例会 経済建設委員会委員長報告

それでは、ただいまから経済建設委員長報告をいたします。

6月定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案4件であります。

去る6月19日、午後1時30分から、委員会を開催し、関係部課長に出席いただき、審査いたしました。

議長の指示に従い、順次、報告いたします。

議案第32号は、市道路線の認定についてであります。

これは、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するものです。

場所は、豊平南大塩地籍、路線名、ブロック番号3、路線番号、4200号線、起点、豊平2468の5番地先、終点、豊平2468の4番地先であります。延長は23.8メートル、幅員が6.0メートルから10.7メートルです。

宅地造成に伴い新設された道路の認定であります。

当委員会では、現地調査を行いました。

質疑では、認定道路及び各区画の雨水の処理方法について質問が出されました。市側からは、認定道路は側溝の最終部分で浸透処理をする。各区画もそれぞれの中で浸透処理をする。との回答でありました。

討論はありませんでした。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり 可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第33号は、市道路線の認定についてであります。

これは、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するものです。

場所は、玉川神之原地籍、路線名、ブロック番号4、路線番号、3926号線、起点、玉川2378の21番地先、終点、玉川2378の30番地先であります。延長は49.3メートル、幅員が4.1メートルから14.4メートルであります。

宅地造成に伴い新設された道路の認定であります。

当委員会では、現地調査を行いました。

質疑では、認定道路の雨水の処理方法及び道路勾配について質問が出されました。市側からは、認定道路の雨水は、側溝の最終部分で浸透処理をする。道路勾配については、縦断勾配は起点から15メートル部分までは0.75パーセントで、それ以降は1.16パーセント、横断勾配は2パーセントで、十分雨水処理がされている。との回答でありました。

討論はありませんでした。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり 可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第34号は、市道路線の廃止についてであります。

これは、道路法第10条第3項の規定により、市道路線を廃止するものです。 場所は、湖東中村地籍、路線名、ブロック番号3、路線番号、1166号線、 起点と終点は、ともに湖東8081の2番地先であります。延長は31.5メートル、未供用です。

市道路線は、農地の中に位置しており、その土地所有者から土地の一体的な利用を目的に払下げの申出があるものです。廃止する市道路線は、道路として機能しておらず、将来的にも道路として使用する見込みがないとのことであります。

質疑、討論はありませんでした。

当委員会では、現地調査を行い、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第37号は、茅野市民館条例及び茅野市営駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

茅野市民館第4駐車場及び第5駐車場を茅野市営駐車場に位置付けるための条例改正であります。駐車料金は1日700円とするものです。

提案説明等では、この駐車場を市民館で催事がない場合に、日貸しの予約制の 駐車場として活用することが示されております。

委員会では、次のような質疑がありました。

市民館で催事がある場合、現在、第4、第5駐車場は無料である。このこと

は、改正案には書かれていない。無料をどう担保するか。との問いに対しまして、市営駐車場条例第7条には、料金の減免規定がある。この条例の管理規則に、この場合をうたい込む予定である。という回答でありました。

1日700円の根拠は。高いのではないか。との問いに対しましては、近隣比較をされたものがございまして、仲町に1日1,200円、駅前に1日1,000円の事例があります。また、岡谷駅前、上諏訪駅といった駅のそばの調査をしてあります。シミュレーションでは、パークアンドライドと同じ1日500円にした場合と1日700円にした場合の駐車台数予測から700円となる。予約制の第4、第5駐車場は確実に駐車できるという安心感がある。こうしたことを総合的に考慮し、1日700円とした。との回答でありました。

また、今後予定される8つの駐車場の一元化・民営化の業者は、予約制の第 4、第5駐車場の業者が引き続き行うことになるのか。との問いに対し、複数の 業者の中から改めて決定することになる。との回答でした。

討論はありませんでした。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり 可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

(以上)

## 令和2年6月定例会 予算決算委員会委員長報告

それでは、ただいまから予算決算委員会委員長報告をいたします。

本定例会において、予算決算委員会に付託されました案件は、令和2年度一般 会計補正予算2件であります。

本委員会は、会期日程に従い、去る6月16日と本日6月25日に、理事者、 所管部課長、関係職員の出席をいただき、開催いたしました。

慎重に審査いたしましたので、議長の指示に従い、順次、報告いたします。

議案第38号は、令和2年度茅野市一般会計補正予算(第2号)についてであります。

これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,949万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ316億203万7千円とするものです。

債務負担行為の補正では追加が1件で地方債の補正では、追加が1件であります。

補正の主な内容は、歳出で、中央道高速バス停利用者駐車場の拡幅に係る測量 設計委託料、土地賃借料、工事請負費で1,422万5千円。

茅野市からの若者の流出を防ぎ、都市部等からの若者の流入を図るための「若者に選ばれるまち」推進のための委託料843万円。

茅野市民館第4、第5駐車場を市営駐車場に位置付け、予約制の駐車場として 運営するための委託料72万8千円。

「JR茅野駅を基点に都市部と地方を人が行き交う環流促進事業」が地方創生 推進交付金の採択を受けたため、令和3年度に実施を予定していた実施計画・設 計、需要調査・分析に係る委託料など3,010万5千円が主な内容です。

また、歳入では、地方創生推進交付金3,510万5千円、繰越金828万円 が主な内容です。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により原案のとおり可 決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第39号は、令和2年度茅野市一般会計補正予算(第3号)についてで、

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算であります。

これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,952万8千円を 追加し、歳入歳出それぞれ319億5,156万5千円とするものです。

補正の主な内容は、歳出で、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費4,29 5万2千円。

プレミアム付商品券事業、新しい生活様式導入事業、製造業サプライチェーン 構築・開拓支援事業への補助金2億350万円。

ワーケーション等サービス環境整備支援事業への補助金2,000万円。

宿泊施設応援事業、観光需要創出事業、教育旅行造成支援事業への補助金など 7,232万円が主な内容です。

また、歳入では、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費補助金と事務費補助金で 4,295万2千円、財政調整基金繰入金3億657万6千円です。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により原案のとおり可 決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

(以上)